

10月は不正軽油防止強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、「環境汚染」「エンジントラブル」「不正競争」の原因にもなる犯罪行為です。

不正軽油に関する情報がありましたらお知らせください。

不正軽油110番 0120-231-793

E-mail S0080214@section.metro.tokyo.jp



また、東京都では、不正軽油の流通を発見するため、幹線道路、高速道路パーキングエリアや工事現場等にて燃料の抜取調査を実施しています。ご協力をお願い致します。

詳しくは、東京都主税局課税部調査査察課（03-5388-2957）までお問い合わせください。

[東京都主税局ホームページ](#)